

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から平成2年4月まで

私は、20歳になった頃は県外で一人暮らしをしており、国民年金の加入手続及び保険料納付はしていなかった。その後、28歳になる前に県内の実家に帰り、親の勧めで国民年金に加入する際に、母親が実家の商売関係のお客様から「今ちょうど救済措置が採られているので20歳からの保険料を全部納付できる。」旨を聞いたので、母親が加入手続を行い申立期間の保険料を納付した。母親は亡くなっており、詳しいことは何も分からないものの、私が一人暮らしをしているときに実家に仕送りしていたお金(90万円程度)で申立期間の保険料を納付したと母親から言われたことをはっきり覚えている。母親の思いと私の大切なお金を無駄にしてほしくないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、申立人の保険料を納付したとする母親も、国民年金加入期間において保険料の未納は無いほか、60歳以降は国民年金に任意加入するなど、母親は保険料の納付意識が高かったものとみられる。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金については、申立人の主張どおり、申立人が27歳であった平成4年4月頃に加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した昭和59年*月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられ

る。このため、当該加入手続時点において、申立期間のうち、平成2年3月及び同年4月については、母親が遡って保険料を納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の平成2年5月から4年3月までの保険料は遡って過年度保険料として納付されていることが確認でき、当時、母親は申立人に係る保険料の未納の解消に努めていたことがうかがえるところ、申立人が居住していた同市では、国民年金窓口において過年度保険料に係る納付書の発行が可能であったとしていることから、加入手続時点において、未納の解消に努めていた母親に対し、申立期間のうち、2年3月及び同年4月についても申立人に係る過年度納付書が発行され、当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和59年7月から平成2年2月までの期間について、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、既に亡くなっているため、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行った頃には救済措置が実施されており、これにより20歳以降の期間についての保険料を全て遡って納付することができるとの話を聞いたため、申立期間の保険料を納付したとしているところ、これは、過去に3回実施されていた特例納付制度（時効により納付することができない保険料を納付することが可能であった期間限定の特例）についてのことであったと思慮される。しかしながら、特例納付制度については、最終実施であった第3回目の終期が昭和55年6月であり、上記の申立人に係る加入手続時期は特例納付実施期間ではないことから、母親は、申立期間のうち、59年7月から平成2年2月までの保険料については、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、母親が申立期間のうち、昭和59年7月から平成2年2月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年2月28日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年12月及び4年1月の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月30日から4年3月18日まで
年金事務所から連絡があり、「A社の資格喪失日がおかしいのではないか。」と言われ、記録が違っていることに初めて気付いた。
申立期間当時もA社には在籍していたので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された申立期間当時の手記により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成4年2月28日とされていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（同年4月3日）より後の同年8月13日付けで、当初の資格喪失日の記録が取り消され、遡って3年12月30日に訂正されているとともに、同社において、申立人を除く31人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を上記訂正前の記録から、4年2月28日に訂正することが必要である。

なお、平成3年12月及び4年1月の標準報酬月額については、上記訂正前の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年2月28日から同年3月18日までの期間につ

いては、上記のとおり、申立人がA社に継続して勤務していたことは認められるものの、申立人は「A社では最後の給料がもらえなかった。」と証言している上、当時の同僚も「平成4年1月振込分まではもらった覚えがあるが、2月以降は振込みされていない。」と証言していることなどから、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7444

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月30日から同年2月29日まで

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は昭和47年1月30日となっているが、申立人のB厚生年金基金の資格喪失日は同年2月29日となっており、同基金は、「申立期間当時、資格の得喪に係る届出の書類は複写式の用紙を使用しており、当基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（14万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 28 日

A社に勤務していた時に支給された申立期間の賞与について、年金記録が無いことが分かったので、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成22年3月に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の36万円とされているが、当該期間に係る標準報酬月額の改定の基礎となる21年11月から22年1月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、同年3月の標準報酬月額に係る厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく標準報酬月額(41万円)の記録を取り消し、同法の規定に基づき、当該期間に係る記録を41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年11月から22年3月まで
申立期間については、給与支給額が35万円から40万円に変更されているにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額は36万円のままになっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当該期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成21年11月から22年2月までの期間については本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから特例法を、同年3月については本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

以上のことから、申立期間のうち、平成22年3月については、24年5月24日付けで事業主から日本年金機構へ提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づき、同年5月29日付けで標準報酬月額の改定が行われている（当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となっていない。）が、A社から提出された申立人に係る給与支給明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の改定の基礎となる21年11月から22年1月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、同年3月に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成21年11月から22年2月までの期間については、上記給与支給明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年12月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成14年2月及び同年3月は22万円、同年5月から15年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月から16年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び17年1月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録については、申立期間③、④及び⑤は27万円、申立期間⑥は27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月16日から14年1月16日まで
② 平成14年1月から17年2月まで
③ 平成15年6月30日
④ 平成15年11月28日
⑤ 平成16年6月28日

⑥ 平成 16 年 11 月 29 日

A 社には、平成 13 年 12 月に入社し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A 社で勤務していた期間の大部分の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているが、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額となっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

さらに、賞与について、厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社の同僚は、「私は、平成 13 年 4 月に入社したが、申立人は同年 12 月に入社した。彼に仕上げ工程などを指導したので覚えている。」と証言していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 23 年 6 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、登記簿によると、24 年 5 月 * 日に破産手続廃止の決定が確定し、当時の事業主は、当時の資料が無いため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②のうち、平成 14 年 2 月及び同年 3 月、同年 5 月から 16 年 7 月までの期間及び同年 9 月から同年 11 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

また、申立期間②のうち、平成16年8月について、申立人は、当該期間の給与明細書を保管していないものの、当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間の給与明細書により確認できる保険料控除額（1万9,085円）と同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

さらに、申立期間②のうち、平成16年12月及び17年1月について、金融機関から提出された取引明細表により、申立人に対して当該期間に係る給与が振り込まれたことが確認できるところ、同僚5人から提出された給与明細書等により、当該期間について16年11月以前と同額の保険料が控除されていることが認められる上、同僚と異なる取扱いが行われた特段の事情もうかがえないことから、申立人についても、同年11月と同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び取引明細表により確認又は推認できる保険料控除額から、平成14年2月及び同年3月は22万円、同年5月から15年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月から16年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は28万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び17年1月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、当時の事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成14年1月及び同年4月については、上記給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成17年2月については、金融機関から提出された取引明細表によると、A社からの給与振込みは同年2月28日（同年1月16日から2月15日までの勤務に対する給与であり、同年1月の厚生年金保険料を控除）が最終であり、その後は同社からの給与振込みが確認でき

ず、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は当該期間に係る賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、上記のとおり、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる保険料控除額から、申立期間③、④及び⑤は27万円、申立期間⑥は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、当時の事業主は、当時の資料は無く、詳細は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和43年9月は1万8,000円、45年7月から46年6月までは3万6,000円、48年6月は6万8,000円、同年10月は8万円、49年6月は8万6,000円、51年7月は13万4,000円、57年7月は17万円、59年7月は20万円、平成元年11月は30万円、同年12月は28万円、3年10月及び同年11月は26万円、同年12月から4年4月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から平成4年4月まで
給料支払明細書において確認できる給与額よりも年金記録の標準報酬月額が低額になっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から、申立期間のうち、昭和43年9月は1万8,000円、45年7月から46年6月までは3万6,000円、48年6月は6万8,000円、同年10月は8万円、49年6月は8万6,000円、51年7月は13万4,000円、57年7月は17万円、59年7月は20万円、平成元年11月は30万円、同年12月は28万円、3年10月及び同年11月は

26万円、同年12月から4年4月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和41年5月、同年8月及び同年9月、同年11月から42年1月までの期間、同年12月から43年6月までの期間、同年8月、同年10月から45年6月までの期間、46年7月から48年5月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年11月から49年5月までの期間、同年7月から50年10月までの期間、同年12月から51年6月までの期間、同年8月から55年11月までの期間、56年1月、同年12月から57年3月までの期間、同年5月及び同年6月、同年12月から59年6月までの期間、同年8月から60年11月までの期間、61年10月から63年11月までの期間、平成元年1月から同年10月までの期間並びに2年1月から3年9月までの期間については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和41年6月及び同年7月、同年10月、43年7月、50年11月、57年4月、同年8月から同年11月までの期間、60年12月から61年9月までの期間並びに63年12月については、給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無いものの、当該期間とその直後又は前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、直後又は前後の期間の給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、昭和42年2月から同年11月までの期間、55年12月、及び56年2月から同年11月までの期間についても、給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無いものの、当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額の推移及び前後の期間の給料支払明細書で確認できる保険料控除額を踏まえて判断すると、当該期間においても、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと考えられることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月9日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月まで

私は、学校を卒業後、昭和14年頃からA社で終戦まで働いた。同じ会社で妹2人と共に勤め、終戦の時に、逃げるようにして仕事を辞めた。私より後に働き始めた下の妹は同社に係る厚生年金保険の記録が見付かかったと聞いたが、自分に記録が無いのは納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での勤務について、「学校を卒業して2年ほどした昭和14年頃、工場の募集人に誘われA社で働きだした。2人の妹たちは、学校を卒業してすぐに同社に入社した。工場では、戦争下、部品を作るようになった。終戦をラジオで知り、米兵を恐れて逃げた。」と具体的に述べている上、申立期間において同社に係る被保険者記録が確認できる3人の同僚を記憶しているところ、上記同僚のうち1人（申立人の妹）は、「私より先にA社で働きだした姉とは、終戦の頃まで一緒に働いた。祖母が亡くなり、私は終戦の1週間ほど前に実家に帰ったが、姉は終戦後まで働いた。」と証言していることから、申立人が、申立期間を含む昭和14年頃から少なくとも20年8月8日までは、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で生年月日が2日相違し、基礎年

金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該未統合記録の資格取得日は昭和 19 年 7 月 25 日、資格喪失日は同年 5 月 12 日であることが確認できるが、資格取得日よりも前の日付で資格喪失日を記録することは矛盾しており、社会保険事務所（当時）における年金記録に係る管理及び処理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、20 年 8 月 9 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年9月まで

私は、昭和35年9月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。36年7月から37年2月までの期間は働けなかったため、同区役所の集金人に国民年金保険料の免除手続をしてもらったが、その後、会社に就職する前月の39年9月までは、私か妻が自宅に来た集金人に納付書により保険料を納付していた。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身か妻が自宅に来たA市B区役所の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していたとしているものの、申立期間の保険料の納付金額及び納付周期についての具体的な記憶は無く、妻から当時の状況を聴取することは困難であるとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市では、申立期間の保険料の納付方法は、国民年金印紙を国民年金手帳に貼り付ける印紙検認方式であり、納付書方式による保険料収納は原則として昭和50年4月から開始されたとしている上、集金人（国民年金推進員）による戸別検認は37年11月から開始されたとしていることから、国民年金の加入手続後、36年4月からB区役所の集金人に納付書により保険料を納付したとする申立人の記憶とは相違する。

さらに、申立人は、申立期間直前の保険料については、いずれもA市の集金人に対して、昭和36年4月から同年6月までは納付し、同年7月から37年2月までは免除申請手続を行ったとしている。しかしながら、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人の住所地は、同年8月11日までC町（両親と同一の

住所地)であったこととされており、同日付けで初めて同町からA市B区に住所が変更されたことが確認できるところ、制度上、現年度保険料の納付及び免除申請手続は、住民登録されている市区町村で行うこととされていることから、これ以前に同市で保険料を納付することはできなかつたとみられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録によると、申立人に対しては国民年金手帳記号番号が2回払い出されていることが確認でき、1回目の国民年金手帳記号番号は、婚姻(昭和38年3月*日届出)前の36年2月頃にC町において、資格取得日を35年10月1日(国民年金制度開始準備期間)として、2回目の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の49年10月頃にD町において夫婦連番で払い出され、その資格取得日を47年2月1日とする事務処理が行われている。この二つの国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録では、1回目にC町で払い出された国民年金手帳記号番号に係る資格喪失日が37年3月6日とされており、その後、再び国民年金被保険者資格を取得したのは、前述のとおり、2回目の国民年金手帳記号番号により47年2月1日とされていることから、申立人が申立期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらず、申立人が申立期間当時居住していたと主張しているA市においても、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していた形跡は見当たらない。これらのことから、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり保険料を納付することはできなかつたものとみられ、このことは、申立人が後に転居したD町の国民年金被保険者名簿には、申立期間は無資格とされていることとも符合する。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年6月までの期間、46年11月から47年3月までの期間、同年7月から52年5月までの期間及び同年11月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年6月まで
② 昭和46年11月から47年3月まで
③ 昭和47年7月から52年5月まで
④ 昭和52年11月から54年6月まで

私は、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所で毎月申立期間①から④までの国民年金保険料を納付した。毎月いくら納付したかの記憶も無く、納付したことを証明する資料も無いが、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月頃にA市役所B出張所で国民年金の加入手続をしたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年8月13日にC町で払い出されており、申立人の主張と異なるものの、この頃に申立人に係る被保険者資格取得日を遡って同年2月1日（平成24年6月14日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和43年3月6日に取得日訂正。）とする事務処理が行われたものとみられることから、この取得日以降の国民年金加入期間の保険料については納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料を毎月B出張所で納付したとするのみで、納付金額の記憶も無いため、申立期間①から④までに係る保険料納付状況の詳細は不明である上、A市によれば、申立期間当時、同出張所において住所変更手続や国民年金の加入手続を行うことはでき

たものの、保険料を納付することはできなかったとしているほか、申立期間当時の同市における保険料収納は原則として3か月単位であることから、毎月保険料を納付していたとする申立人の記憶と相違している。

また、申立期間①及び④については、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても国民年金保険料は未納とされており、これらの記録にオンライン記録との食い違いは無い。

さらに、オンライン記録及び国民年金保険料還付整理簿によると、申立期間②直後であり、申立期間③の直前である昭和47年4月から同年6月までの保険料については、申立人の国民年金被保険者資格を45年9月21日まで遡って喪失させる処理に伴い、48年8月31日付けで還付決議（平成24年6月15日付けで誤還付を理由に納付済みに訂正。）されたと考えられるところ、当時、国民年金の加入期間とされていた申立期間②及び③のうち、昭和48年8月までの期間については、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても保険料を納付していた形跡が見当たらない上、保険料が還付された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間③のうち、昭和48年9月から52年5月までの期間については、オンライン記録によると、平成24年6月15日付けで国民年金の被保険者期間として追加訂正されるまでは、被保険者資格を取得していたとする記録は無いことから、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 頃 から 12 年 10 月 頃 まで

私は、A社に平成 11 年 6 月 頃 から 12 年 10 月 頃 まで勤務し、厚生年金保険料も控除されていた。上司には、店内販売のB氏、営業では事業主の息子であるC氏がいたのを記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びD社退職後の支給台帳全記録照会の記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成11年7月26日から12年2月25日までの期間においてA社に勤務していたことはうかがえるものの、同年2月26日から同年10月頃までの期間については、同社に勤務していたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A社の事業主は、「従業員を採用する場合、紹介によることがほとんどであり、申立人の場合は、例外的に面接により採用したことから試用期間を設け、社会保険及び労働保険には加入させていなかったところ、公共職業安定所からの指導があったため、雇用保険に加入させた。その際に厚生年金保険に加入させたか否かについては当時の資料が無いため不明である。」と回答している。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、申立期間について、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社には、昭和 62 年 2 月末まで勤務していたにもかかわらず、被保険者資格喪失日が同年 2 月 28 日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「賃金台帳等、保険料控除を確認できる資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除したかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社は、「申立期間当時は、給与は毎月 25 日締めだったので、厚生年金保険の資格喪失日は、通常は翌日の 26 日として届け出ていたと思う。ただし、健康保険証の返却が遅れた場合などには、26 日以降の日付を喪失日とした場合もあったと思うが、翌月（月初）に被保険者資格を喪失させることはしていなかったと思う。月末までの資格喪失なので、当然、喪失月の保険料を控除することはなかった。」と回答しているところ、同社におけるオンライン記録により、申立人の資格喪失日である昭和 62 年 2 月前後に被保険者資格を喪失した同僚 20 人について調査した結果、申立人と同様に月末日に喪失した者は 2 人、25 日以降月末までの間に喪失した者は 13 人、2 日以降 24 日までの間に喪失した者は 5 人、月初に喪失した者はいないことから、同社の回答と

符合している。

さらに、申立人と同様に、雇用保険の記録による離職日が月末日とされているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日も同日とされている同僚2人に照会したが、「自分の退職日が月末日だったかどうか覚えていない。また、退職月の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかも覚えていない。」と証言しており、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7452 (事案 1652、4312、6379 及び 7251 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月27日から同年10月1日まで
これまでに4回申し立てたが、いずれも認められないことに納得できない。
今回新たに提出する資料は無いが、通知文書に記載された傷病に関する厚生労働省の回答と、別途私が照会して得ている回答の内容が異なっている上、前回、A図書館についても調査をしてほしいと申し立てたにもかかわらずそのことに関する回答が無い。
申立期間について、上記の事項について調査し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) B社は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないこと、ii) 同社の事業主で、社会保険関係の事務処理の責任者でもあった申立人は、「商業登記簿上の設立日(昭和34年5月*日)と同日に厚生年金保険の新規適用事業所となる手続を行った。」と主張しているものの、事業所別被保険者名簿により、同年11月7日付けで新規適用事業所となる手続がされていることが確認できること、iii) ほかに申立人の主張を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2度目の申立てについては、申立人は、「商業登記と一緒に厚生年金保険の新規適用事業所の手続を行っており、申立期間の厚生年金保険料は支払っている。工場内には大型ボイラーなどがあったが、これらを使用する場合は、労働基準監督署の許可を得る必要があり、社会保険にも加入するの

が常識なので、当然、申立期間において社会保険にも加入している。」と主張したものの、i) 申立人からは、新たな資料等の提出が無かったこと、ii) B社が新規適用事業所となる手続に係る社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点はうかがえないこと、iii) 労働基準監督署に照会した結果、「ボイラー等の使用許可の際に、社会保険への加入は条件となっておらず、社会保険に加入していないことをもって、ボイラー等の使用を許可しないことは無い。」との回答が得られたことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る3度目の申立てについては、申立人は、「申立期間当時のB社内の写真、昭和35年の法人税に係るC税務署の調査、34年6月に傷病にかかった際のD病院における血清の送付記録及びE労働基準監督署の課長に、『労働保険に加入していて社会保険に加入していない事業所は聞いたことが無い。』と証言してもらったことなどについて調査してほしい。」と主張したが、当該写真から、少なくとも昭和34年9月頃には、申立人が事業主としてB社に勤務していたことはうかがえるものの、i) C税務署は、「厚生年金保険の適用事業所であることなどについて積極的に調査することは無い。昭和35年当時の調査資料は保存しておらず、当時の状況については不明。」と回答していること、ii) D病院は、「申立人についての記録は確認できない。当時の診療記録や血清を送付した記録は残っていない。」と回答していること、iii) E労働基準監督署は、「社会通念上、労働保険に加入していれば、社会保険にも加入しているのが一般的だとは思いますが、労働保険の加入の際に社会保険の加入は条件ではなく、労働基準監督署ではその確認もしていない。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年9月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る4度目の申立てについて、申立人は、「昭和34年6月にB社の機械で負傷し、傷病の治療をした。厚生労働省に問い合わせたところ、『申立期間当時、傷病の治療については労災保険の適用が無かった。』と回答があったことから、当該治療については健康保険を使用したはずであり、厚生年金保険にも加入していたはずだ。」と主張したが、i) F病院及びD病院の回答並びに複数の同僚の証言からは、申立人が昭和34年6月に負傷し、傷病の治療をした事実が確認できないこと、ii) 厚生労働省は、「業務上の負傷についての治療であれば、傷病の治療においても労災保険が適用される。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成24年4月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「前回、送付された通知文書に記載されていた傷病の治療に関する厚生労働省の回答と、私が、別途得ている回答の内容が異なっている。また、前回、私が傷病の治療をした事実等について、A図書館も調査してほしいと申し立てたにもかかわらず、その回答が無い。」と主張し、

再度申立てを行っている。

しかしながら、業務上の負傷にかかる治療であれば労災保険が適用される旨の厚生労働省の回答は、既に、前回通知したとおりである。

また、上記厚生労働省の回答を踏まえると、申立人が傷病の治療を受けていたかどうかの事実を確認することが、当時、申立人が健康保険に加入していたかどうか、即ち厚生年金保険の被保険者資格を取得していたかどうかを推認できる直接的な要素とは成り得ないと考えられるが、申立人の主張に沿って、A図書館に照会した結果、同図書館は、「当館では、出版されている図書等を保管しているが、病院のカルテなど個人名を特定できるような資料については保管していない。」と回答している。なお、この照会結果については、前回の申立てにおいて、既に電話により、申立人に回答済みの内容である。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。